

第18回 総合計画市民会議 議事録

日 時 平成16年11月12日(金) 午後6時30分 ~ 午後9時06分

場 所 ミューザ川崎 第1~第3研修室

出席者 中村座長、伊中副座長、松崎副座長、有北委員、岩田委員、上野委員、大枝委員、
大下委員、北島委員、鈴木委員、高杉委員、淀川委員、中村(紀)委員、
高橋委員、パク委員

事務局 瀧峠企画調整課長、土方政策部主幹、太田市民局地域生活部長、渡邊市民局地域
生活課長、玉川市民局区政課長、小池市民局区政課主幹
北沢川崎区総務企画課主幹、前橋川崎区地域振興課長
鈴木幸区総務企画課主幹、鈴木中原区総務企画課主幹
馬場高津区総務企画課主査、高田宮前区総務企画課主幹
大和多摩区総務企画課主幹、豆白麻生区総務企画課主幹

議 題 1 各区の個性を活かした魅力あるまちづくり
2 地域を支える市民活動の推進
3 区を中心とした地域課題解決のしくみと区役所改革

公開及び非公開の別 公開

傍聴者 名

議事

企画調整課長

こんばんは。今日は平日の夜で申しわけありませんが、またよろしく願いいたします。
それで、きょうのテーマはお手元にありますように、区の関係と市民活動の関係という

ことで、市の方から少しご説明をさせていただいた後に、またご議論、意見交換をお願いできればと思いますので、よろしくお願いいたします。それで、総合企画局長と企画部長、政策部長、打ち合わせが若干伸びておりまして、申しわけありませんが後で到着をいたすと思いますので、よろしくお願いいたします。

今日は区の関係もございますので、各区の企画調整担当の方からも出席をしてもらっておりますので、少し事務局の方の人数が多くなっておりますけれども、関係の部局からの出席者を私の方からご紹介をさせていただきたいと思います。まず市民局ですけれども、地域生活部の部長です。

それから同じく市民局の区政課の課長です。

同じく区政課の主幹でございます。

同じく市民局の地域生活課の課長です。

それからこちらの方は、区の関係を担当しています総合企画局政策部の主幹。

それからこちらの方が、各区の企画調整担当の方々ですが、こちらの川崎区の方から、総務企画課の主幹です。

それから同じく川崎区の地域振興課の課長です。

幸区の主幹です。

中原区の主幹です。

高津区の主査です。

宮前区の主幹です。

多摩区の主幹です。

麻生区の主幹です。

それでは進行の方、座長さんよろしくお願いいたします。

座長

それでは、第18回総合計画市民会議を開催したいと思います。きょうは実行計画の重点戦略プランに向けた意見を述べる最後の日で、先ほど説明がありましたように、第6の柱から「各区の個性を活かした魅力あるまちづくり」それから第7の柱から「地域を支える市民活動の推進」と、「区を中心とした地域課題解決のしくみと区行政改革」のテーマで行います。

最初の二つのテーマについては、おおむね15分ぐらいの説明をいただきます。三つ目

については、既に一度説明をいただいた資料ということで、5分程度の資料の紹介ということになるかと思います。きょうはおおむね8時ちょっと過ぎぐらいに1回休憩を入れたいと思っております。それであと進め方、もう一度議論のところちょっと話しますが、大体1テーマ20分ずつお話しただいて、きょうは時間を厳守して切っていきたいと思っております。最後に1人一言ずつ述べる時間を確保したいと思っておりますので、質問たくさん出してしまうと意見が言えないということ意識して、会議に参加していただきたいと思っております。

それでは、「各区の個性を活かした魅力あるまちづくり」について、資料説明の方をお願いします。

地域生活部長

それでは、説明させていただきます。お手元の方に資料が行っているかと思いますが、四角い枠組みになっているものでございます。最初に2というところで、区長の自主執行予算の変遷というものがございます。この自主執行予算は平成2年4月に区政推進事業費ということで、各区3,000万円ずつというのを創設いたしました。この予算を区長が執行するわけですが、どういふふうに審議していくのかということで、同年の6月に区政推進会議というものが設置されております。

その後、各区で区づくり白書というものをつくる事業がありました。これは様々ある市民意見を市民同士で集約することと同時に、私ども行政もその時点での市民の意見として把握することも含めて各区で策定したものでございます。区づくり白書策定事業を通じ、区と局が連携して取り組むモデルが始まったことから、今後も同様な事業に対応するために各市区政推進事業費3,000万円のうち、各区300万円ずつを各区でこういったまちづくり系に使うものについて予算を執行していったらどうだろうかというような考え方がございまして、平成11年4月に区パートナーシップまちづくり事業費というものを創設いたしました。

そして平成14年4月、区政推進事業費と区パートナーシップまちづくり事業費、両方あわせて3,000万、2,700万円と300万円というものを廃止し、魅力ある区づくり推進事業費というふうに衣がえしまして、1区5,000万円というものを創設いたしました。

これが区長の自主執行予算の変遷でございます。また、昨年度から区長の準自主執行的

な予算としまして、地域課題を解決するために区長がその予算要求をするという「地域課題予算要求システム」というものを作っております。

次にページをくくっていただきまして、区政推進会議でございます。この区政推進会議につきましては、区政に関する自主的な企画立案機能を支援する区長の諮問機関として位置づけて発足し、構成員は各区15名以内で区民団体の代表とか、知識経験者及び公募区民で構成されております。委員任期は2年間。今期は平成16年4月から18年4月までの任期になっています。区政推進会議では区長が提案する魅力ある区づくり推進事業等の区域に関する事項を協議するということですが、魅力ある区づくり推進事業費の使い道に関してだけご意見をいただくということではございませんで、区長が特に諮問する事項についても、この区政推進会議で審議することもございます。当会議については、市の会議公開条例にのっとりやっておりますので、原則公開になっております。

次に魅力ある区づくり推進事業費の特徴をお話ししますと魅力ある区づくり推進事業費は、区の個性を活かした区政を推進することを目的にということで創設されました。そして区民のニーズだとか、それから地域的な課題の解決を図る事業を実施していこうということでございます。そして、それまでの区政推進事業費につきましては、当時の区政推進課だけで区政推進事業費を執行していましたが魅力ある区づくり推進事業等では区役所全体、例えば保健福祉センターでも事業がこの予算で行われるということで、区役所全体の組織、人材を活用した事業を実施しているところでございます。それがどのように執行されているかというのは、別紙が各区の事業一覧がございますので、そこの辺でご確認いただきたいと思っております。

それから昨年3月ごろ、様々な意見がありまして、各区の魅力ある区づくり推進事業費についても、競争原理を働かせるべきじゃないかという議論がございました。お隣の横浜でも査定されて各区の事業費に差をつけておりますが、私ども川崎市としては競争原理を働かせるというのは、競争するのが目的ではなくて、きちんとしたニーズなりその地域課題に基づいて執行されることが重要なのだろうというふうに考えまして、これに関しては公開性を高めて対応していこうというふうに考えました。

そこで、年度終了後に区長がそれぞれの事業の事業評価を作成し、それを区政推進会議に諮ることとしました。この区政推進会議は先ほどご説明しましたように、会議公開になっておりますので、それにより市民に公開していくと、こういう方法をとったわけでございます。その結果、委員の方々からは様々な意見が出てまいりました。いろいろとこの辺

についてはご意見があると思います。例えば魅力ある区づくり推進事業費の執行残が残っているということで、しっかり使っていないじゃないかというご意見もございました。しかしながら、ニューパブリックマネジメント、新しい公共経済を考えますと、節約して残すことは必ずしも悪くないと私どもは考えておりまして、そういった説明もしてきているところでございます。

次に、魅力ある区づくり推進事業で取り組む事業としては、区民ニーズ及び区民に身近な課題の速やかな解決を目的とした事業をやっていこう。それから区民と行政が協働で実施する事業をやっていこう。区のイメージアップ及び区域の活性化を図る事業をやっていこう。区民サービスの向上に寄与する事業をやっていこう、その他区政の推進に関わる事業をやっていこうということでございます。また、緊急対応ということで、各区300万から500万程度を、特に目的を設けない緊急対応費として、例えば道路が陥没したとか、その程度で直せるものだったら、それに対応していこうという予算も各区で考えておるところでございます。

座長

1で15分。

地域生活部長

次に魅力ある区づくり推進事業における事業サイクルについてですが、まず区で市民ニーズ等を把握することをしていきます。これについては各区が独自で区民の声とかアンケートとか、例えば幸区においては市政だよりの区版にアンケート用紙を折り込みまして、それを返信していただくことによってニーズを把握する、麻生区においては提案を受ける日常的な業務から市民ニーズを把握する、例えばまちづくり推進組織からの提案もそのうちのひとつに入るであろうし、それからそれぞれの区町連から上がってくるものもそのうちのひとつであろうというふうに考えています。そこから区が事業の企画立案をいたします。そこで区政推進会議にお諮りし、事業を執行する。その後事業評価を作成し、また区政推進委員会にかけてその評価結果を公表していこうということでございます。区によってはそれを区のホームページの中に掲載している区もございます。

次に7番目ですが、新総合計画基本構想素案における魅力ある区づくり推進事業でございますけれども、6番目の基本政策の「個性と魅力が輝くまち」というところです。そこ

に書かれておるのは、政策の基本方向1ということで、「川崎の魅力を育て発信する」と、地域資源を活かした魅力づくりを進めます。各区の個性を活かした魅力あるまちづくりの推進ということでございます。

今後の方向性につきましてでございますが、その下の9の箱です。新たな区民ニーズや地域的な課題を解決するためにも、区の特性を活かした区民と協働したまちづくりを推進します。それから区民の持つ知識や経験を含めた地域資源を活かし、地域に愛着と誇りを感じられるようなまちづくりを推進します。事業を効果的・効率的に推進する仕組みを構築しますということでございます。また、地域的な課題について行政が支援もしながら効果的・効率的な事業執行をしながら解決し、住みやすいまちをつくっていかうと、地域に愛着と誇りを持てるまちをつくっていかう、それが戻って区民・地域団体の誇りとなるであろうと、それから外に対しても区の魅力の発信ができるのではないかと、少なくとも区民・地域団体と行政というのは協働・連携しながらやっていかうというものでございます。

それから、今自治基本条例の方の動きの中でも市民活動支援が現行の素案、条例案の中でも区長の責務として市民の活動を支援するということが盛り込まれるということなので、先ほどから説明しておるこういったものの中に大きく市民活動支援というのも入ってくるのかなというふうに思っております。参考資料として平成15年度の各区の「魅力ある区づくり推進事業」の一覧と、平成16年度の各区の「魅力ある区づくり推進事業の一覧」をおつけしております。

説明は、以上でございます。

座長

ありがとうございました。続きまして2番目、地域を支える市民活動の推進、お願いいたします。

地域生活部長

それでは、次に市民活動支援についてということで、これにつきましては五つ、最後の5のところは二つということで、基本的な考え方、推進体制、これまでの推進内容と4番目に支援の基本的な柱、5番目に今後の展開ということで書かせていただいております。

1枚くくっていただきまして、基本的な考え方でございますが、目的といたしましては市民活動の発展に向けて市民社会の中で、市民同士の「相互支援」システムが形成されると

いうことを促進し、応援していくこと、これを目的としております。相互支援といいますが、市民活動が市民みずからの市民活動団体自身が、みずからの活動の社会的な役割だとか、意義を社会にアピールして、市民の支持をしていくというのが本来の形であろうと。そういうことから行政が市民活動支援をしていくという片一方のそういった一方的な関係としてではなくて、市民同士が互いに相互支援していく仕組みをつくっていく必要があるだろうと、こういうふうにご考えているところでございます。

次に支援の原則といたしましては、市民活動団体の自主性を尊重しようということで、これは自立を促すということからも当然かと思えます。次にパートナーシップの構築。よく言葉では「パートナーシップ」と言われるわけですが、だれとだれのパートナーシップなのだというので、これにつきましては市民活動と行政、それから市民活動と企業、市民活動と市民活動、つまりNPO、NGOを市民活動といたしますと、NPO、NGOとGO、ガバメンタル・オーガナイゼーションということです。企業は、POです。その相互。それからそのNPO相互ということをご考えております。

次に多様性に合わせた柔軟な支援ということで、これにつきましてはその市民活動の活動内容や成熟度に応じた支援が必要であろうというふうにご考えております。間接的、側面的な支援ということは、散漫的になっている要因の排除や支援組織を通じた支援が必要であると、行政の直接支援ではなくて、中間支援組織、後でお話しいたしますが、それからの支援が必要なのかなと。それから新しい市民活動が生まれる環境づくりが必要であろうということで、市民の関心の喚起ときっかけづくりが必要でございます。なのかな。また、公開性と透明性のある仕組みの支援が必要でございます。だと。そういうことによって市民の理解と支持に基づく支援をしていこうというふうにご考えています。市民活動の定義が、この辺が課題になるわけですが、当面ボランティア活動を初め、市民が自発的、継続的に参加し、社会サービスの提供など第三者や、社会の課題解決に貢献する営利を目的としない活動というふうにとらえております。

次に推進体制でございます。支援実施機関ということで、中間支援組織「かわさき市民活動センター」の役割と書いてございます。つまり支援を実施するについて、市民活動団体の自主性を尊重し、柔軟かつ公開性と透明性のある仕組みで提供されていくためには、行政が直接かかわるよりは、中間支援組織にゆだねることが求められております。そこで、川崎市においてはかわさき市民活動センターを中間支援組織として位置づけて、場の提供であるとか研修、相談業務の実施、そして助成金制度など市民活動団体支援の中核を担っ

ていこうというふうに考えておるわけでございます。

次に支援についての協議、検討をどのように行っていくかということで、一つには川崎市市民活動推進委員会というのがございます。これは後ほどお話しいたしますが、川崎市市民活動指針というものがつくられておまして、これの円滑な執行と市民活動の一層の活性化を図るための協議・検討機関でございます。これともう一つ、市民活動等支援施策推進会議というのがございます。これは行政内部の機関でございまして、本市の市民活動支援施策についての調査と検討、各種の情報交換を目的とする各局、関係課長による会議でございます。このように協議と検討につきましては、外部委員による市民活動推進委員会と、それから庁内調整機関としての市民活動等支援施策推進会議、これでやっっていこうということでございます。次に市民施策の調整、推進に当たりましては、私ども市民局地域生活部地域生活課で行っていくということでございます。

次に、ではこれまでどのようにやってきたのかということでございます。これまでの推進内容ということで、平成13年9月というふうに入っておりますが、これは川崎市で初めてということでございます。それまでももちろん先ほど区の欄でご説明いたしましたが、区を中心に市民活動支援も行われてまいりました。あるいは幾つかの局でも市民活動支援をその分野に沿って行われてきたものと考えております。しかしながら、そういった市としてどのように市民活動の支援をしていくのかというような基本的な考え方がない中で、各区で支援が行われ、それから局でも行われていたということがございます。そこで平成13年9月、川崎市市民活動支援指針というものがつくられました。この指針は、現在のところでは川崎市における市民活動支援の基本的な考え方を示した唯一のものでございます。支援の柱を活動の場、資金の確保、人材育成、情報の共有化等をしております。先ほどお話ししましたように、14年1月、川崎市市民活動推進委員会というものを設置しました。この委員会は市民活動支援指針の推進についての協議・検討機関でございまして、学識経験者と市民活動団体の代表者、公募市民で構成しておりまして、8人の委員会になっております。

次に、この市民活動推進委員会から14年11月に市民活動センターの開設に向けてという提言をいただきました。15年4月、かわさき市民活動センターを開設いたしました。15年11月、市民活動の資金の確保に向けてという提言をいただきまして、16年9月、ご存じの方もおられるかと思いますが、かわさき市民公益活動助成金制度というものを開始したわけでございます。先ほどの四つの柱のうち、これまで市民活動の場についてとい

うことと、資金の確保に関する提言が行われておりまして、それに基づく施策が実施されていると、今後も提言をいただきながら順次施策を実施していこうというふうに考えておるところでございます。

次に、4番目で支援の基本的な柱ということでございます。指針の中では四つの柱があり、人材の育成、資金の確保、活動の場、それから情報の共有化というふうになっております。人材育成については、特に市民活動を支えるスタッフの養成が必要であると、このようになっておりまして、一つはその考え方としてはスタッフといいましても、ボランティアをやっておる現場のスタッフ、それから専門技能などを有する専門領域のスタッフ、それからコーディネートや事務処理を行うマネジメントをやっていくようなスタッフ、それから団体の方向性などを確認する理事会等メンバーの四つの類型があるだろうというふうに考えております。支援の方法といたしましては、研修会だとか講師派遣のほか、催し物への参加だとか大学シンクタンクとの連携等が考えられております。これにつきましては、まだ先ほど言いましたように提言もいただいておりませんし、その指針の中の考え方でございます。

次に資金の確保ということで、補助・助成金につきましてはかわさき市民公益活動助成金というものを16年度に開始いたしました。104件の応募があったというのは新聞記事等も載っております、スタートアップとステップアップと二つの種類でございます、公開プレゼンテーションも終わり、決定がそろそろなされるころでございます。それからこれに関しましては、特に中間支援組織を通じた支援が必要だということで、先ほどからお話しになっておりますかわさき市民活動センターが実施しております。透明性・公開性・公正性の高い審査が必要だということで、公開プレゼンテーションが行われました。これについてはもちろん公開ですから、皆さんも行ってみるすることができます。

それから交付期限の設定ということで、このような補助・助成金というのは性格上、1度それを当てにしますとずっとそれがないと活動ができないということがございます。なるたけサンセットということで、その間に資金確保についても自立の道を歩んでいただきたいということを考えておるわけですが、それにしても、ではその後はほっぽりっ放しなのかということもありまして、一つ考えておりますのは、協働型事業委託というのを考えております。またその融資型補助というのを考えております。これにつきましては、一つは例えば市なりこれは市民活動センターに限らず、例えば市民と市民セクター、市民団体と協働で事業を行うと。それを市民団体に委託するという方法があり得るのではないかと

いうふうに考えています。委託というのも通常の委託と違って、例えばコンペ方式とか大枠で事業の内容を決めておきまして、そのやり方についてはそれぞれ団体の得意技もございましょうし、こうした方が行政よりも知恵を出して、もっと効果が上がるというものがございましたら、目的は共通であるとすれば、その事業を市民活動団体に委託していくという方法があるだろうと。それから融資型補助というのも今後事業性の高い市民活動につきましては、融資制度の充実も効果的であろうと、これは今後の研究のテーマになっております。

次に活動の場でございますが、これは具体的に提言をいただいております、全市の活動の場、拠点とっておりますが、区の活動の拠点、それから地域の拠点、この三層の支援の拠点の整備が必要だというふうにいただいております。全市的な拠点としてかわさき市民活動センターが整備されておりますが、今後は区における拠点とか、地域拠点の整備が課題になっております。それから情報の共有化ということで、ひろば・ポータル設置ということが指針の中に書いてございまして、ポータルというのはポートだそうで、港・入り口ということだそうです。インターネット上に市民とか企業とか行政が保有する情報流通の場となるものを設置し、整備については中間支援組織の活用、つまり川崎で言えばかわさき市民活動センターというものを想定されているところでございます。

次に今後の展開でございます。今、区、地域レベルの拠点ということでございます。ガイドラインの策定ということで、区、地域の拠点整備に向けた機能、設置場所等の基本内容を決めていかなければならないということで、まずこれに関しましては区とか地域の拠点整備については、一定の支援を確保するためにも整備すべき機能について統一的なガイドラインが必要であろうというふうに考えております。このガイドラインを基本機能として、さらに各区または地域の状況に応じて付加機能を追加することも検討するということが、例えば各区に1カ所の区の拠点をつくります。これは区によっては、それにプラスすることのこういうような機能があってもいいんじゃないかということについては、付加機能を整備することも検討するということが、

具体的にいいますと、区によっては区民活動支援ルームまたはコーナーをつくっておりますが、それが区の拠点ということではなくて、区の拠点をつくった上でこれも残すべきだということについては、それが残されてもいいのではないかと。そのようなガイドラインをつくっていききたいと。区の拠点につきましては、基本的に各区に1カ所整備するというふうになっていますので、区役所を中心に考えて、市民館等の活用も考えて検討してい

かなければならない、複合的な整備を進めていこうというふうに思っております。

それから現状お話ししましたように、区民活動の支援のコーナーだとか、ルームだとかありますけれども、それとの関係も一つ整理する必要があります。例えば区役所内にありますと、土曜日、日曜日とかそれから夜間とかは使えませんもので、市民活動の支援の拠点とはなり得ないというのが私どもの考え方でございます、そういうものを使えるような場所を確保し、付加的にそういうものを残すということもあり得るのかなと。地域の拠点に関しましては、これまたなかなか大変なことでございますけれども、現状はこども文化センターなどの既存の施設を活用していこうということで考えております。

今後の展開の2番目、協働の推進ということでございます。一つは「協働のルール」の策定というのを考えております。新たな公共の担い手として市民活動団体の役割が増していく中で、市民と行政とによる協働事業の拡充を図っていくためには、市民と行政の共通認識に基づく推進が求められるだろうと。そこで、「協働」という意義は何なのかとか原則だとか、それから事業の手法だとか評価のあり方、その辺について基本的な事項を定めた「協働のルール」を策定する必要があるというふうに考えております。

次に協働事業の拡充につきましては、こういった「協働のルール」を市民とか役所の中、先ほど庁内の会議の話をさせていただきましたが、そういうものも通じながら周知させていき、協働事業の拡充を図ってまいります。あわせて現行の制度、行政の制度、庁内の制度がございますので、協働を推進していくために現行の庁内のさまざまな制度との調整も必要になってくるだろうというふうに考えているところでございます。基本的な方向としてはそのように考えております。

以上です。

座長

ありがとうございました。最後に三つ目のテーマ、区を中心とした地域課題解決のしくみと区役所改革についてお願いします。

政策部主幹

それでは私の方から、簡単にご説明申し上げます。実は9月22日の市民会議のときに、このテーマについては1度ご議論をいただいております、そのときの資料を改めて出させていただきますので、簡単にご説明をさせていただきますが、資料3枚ございま

して、1枚目に基づいてちょっとご説明を申し上げますが、ことしの5月末の段階で、区行政改革検討委員会からの報告が出まして、それを受けた形で区行政改革を進めていこうという内容を示したものでございます。このページの一番上にございます区行政改革の基本方向としてございますが、窓口サービス機能中心の区役所から地域の課題をみずから発見し、解決できる市民協働拠点へと、これが目指す方向という形で位置づけをしているところでございます。

下側の右側のところに四つローマ数字で枠がございまして、この基本方向に沿って 番目の地域の課題を発見し、迅速・的確な解決を図る区役所。 番目の地域活動や非営利活動を支援する市民協働の拠点としての区役所、さらには 番目の市民に便利で快適なサービスを効果的かつ効率的に提供する区役所、 番目の地域住民の総意に基づく自治を実践する区役所と、こういう四つの区役所像を目指していきましょうという考え方でございます。

そのそれぞれの区役所像を達成するために、 番の枠で申し上げますと、地域におけるまちづくり拠点としての整備であるとか、子育ての総合的な支援拠点としての整備の方向、さらには 番目の区役所像ということで申し上げますと、今もご説明がございましたけれども、区における市民活動支援体制の整備ですとか、区における市民利用施設のネットワーク化の方向が考えられているということでございます。さらに 番目は、これは区役所のサービスの向上というようなことでございますけれども、利便性の高い快適な窓口サービスの提供、コンタクトセンターの設置、コンタクトセンターというのは、いわゆる問い合わせだとか相談だとか苦情等に一元的に対応するセンターということでございますが、そういったものの設置ですとか、さらには現在ある区役所と支所、出張所等の機能分担と効率化というようなこと。 番目の区役所像ということで申し上げますと、これはどちらかということ、仕組みということになりますけれども、区民会議の設置、区長の総合調整機能の強化、さらには区予算の確立などが挙げられているということでございます。

2枚目と3枚目の資料がその区行政改革検討委員会から出た報告書の概要版ということになっておりまして、今簡単にご説明申し上げた中身が、さらに詳細にわたって記述がしてあるということでございます。要は先ほど太田部長の方から説明のありました例えば魅力ある区づくり推進事業ですとか、さらには市民活動支援の件です。実はまさに区役所のこの区行政改革の基本方向にもある地域の課題を発見して解決できる体制をつくるということの一つに、魅力ある区づくり推進事業というものも位置づけられると思いますし、さ

らには市民活動、市民協働の拠点として区役所を整備していくということであれば、市民活動支援の区における拠点をどうつくるかと、区行政改革の方向が、その全体像を一応整理したものということに対して、先ほどの太田部長からの説明は個々の具体的な中身をどういうふうにして進めていくのかと、こういった関係にあるかというふうに思っております。

とりあえず雑駁ですが、以上でございます。

座長

ありがとうございました。それでは議論の方に入っていきたいと思うんですけど、まず「各区の個性を活かした魅力あるまちづくり」について、大体7時半までの時間で最初に質問を全部受け付けたいと思います。きょうは多分議論の方が多いので、質問は控えた方がいいというのが私のアドバイスですが、皆さんにお任せします。きょうはとにかく時間で切りますので、よろしくをお願いします。それからもう一つは指名したくないので、手を挙げていただきたいというのが前回からのお願いですので、よろしくをお願いします。

それでは、「各区の個性を活かした魅力あるまちづくり」について、総合計画の実行計画、重点戦略プランに生かしていきたい考え方など、資料を参考にしながらの議論です。最初に資料に関する質問をあればお願いします。有北さんだけです。ではどうぞ。

市民委員

すみません。これ各区の事業一覧が出ていますが、事業の項目は出てはいますが、金額がないので、一体どういうバランスで配分されているのかというのがよくわかりません。それからこの事業についての評価はあるのでしょうか、それをお聞きしたいと思います。それから推進会議の構成員というのはちゃんとバランスがとれた構成員になっているのでしょうか。それから市民ニーズももちろん広く吸い上げるという努力は必要だと思いますが、それともう一つ区としての基本方針、基本施策というようなものがあると思うんですけども、その地域の課題の認識と的確な対策ということで、このお金を使われているのでしょうか。ちょっとまとめて言ってしまいましたが、よろしくをお願いします。

地域生活部長

そこまでの資料をご用意しなかったことにつきまして申し訳ないと思っています。資料

については予算額、決算額及び評価につきましても公開はされていますので。

市民委員

じゃ市民に公開はされているわけですね。

地域生活部長

されています。

座長

委員のバランスはどうとっているか。

地域生活部長

委員のバランスについては、区民団体の代表、それから次に知識経験者と、公募区民で構成されています。この「川崎市区政推進会議設置要綱」というのは、各区でつくっているわけではなくて、市民局区政課が要綱を所管しております。委員の構成としては、住民自治組織・文化・スポーツ・体育・子供・福祉・保健医療・労働分野等からの推薦者と、公募した区民と、区長が推薦する知識経験者で構成するということになっております。公募区民については、要綱を改正した時に2人の枠を決めました。このバランスがどうかということについては、区政推進会議を設置したのが平成2年だったことから現在の状況では課題もあると思います。ただし、現在、「区民会議」という新しいしくみを検討中ですのでその検討状況を見守っているところでございます。

座長

課題ということによろしいですか。

地域生活部長

区民会議のあり方等も含めて、これから検討します。

政策部主幹

じゃその観点で、ちょっと区民会議の話が出ましたので、実は区行政改革の方向の一つ

の中に、区民会議の設置というのが資料の中にもございまして、基本的な考え方としては前回のときにも若干ご説明をしておりますが、試行的な取り組みを来年度進めていった中で、そういった区民会議のあり方を考えていきたいというふうに思っています。この間も実は各区の中の区政推進会議の方々ですとか、それからまちづくり推進組織の方々ですとか、さらには区町連の方々ですとか、そういったところに私ども回らせていただきながらご意見を伺っているところでございまして、まだすべての区の三つ全部を回り切れているわけではないですけれども、そういったことも進めている状況でございます。

以上です。

座長

ありがとうございました。それであと最後の質問が、市民ニーズは吸い上げているようですが、区としての基本方針というか、区ごとの基本方針というのは出して事業をされているかということによろしいですか。

市民委員

はい。

地域生活部長

魅力ある区づくり推進事業については大きな方針を掲げて、これについてはこういう事業を張りつけますよというのを、徐々に始めていて、こういった項目というのが現状で言うと区の基本政策、基本方針というふうに考えております。

市民委員

それについては区民に公表して判断を仰ぐわけですね。

地域生活部長

そうです。

市民委員

この質問に伴って要望です。できる限りバランスをとっていただきたい。それはあらゆる

る世代、あらゆる立場、あらゆる性別においてとっていただきたいということ。それから市民ニーズも区によって吸い上げの仕方がかなり違うようではございますけれども、きちんとみんなに行き渡るような形で吸い上げていただきたい。それから地域課題についてはやはり1度決まったらもうその方針でずっと行くのではなくて、何度も見直すという機会を持ちながら、区民との合意のもとに進めていただきたいと思います。

以上です。

座長

ありがとうございました。もう今の発言で議論が始まりましたので、意見のある方、伊中さんどうぞ。

副座長

ほかにやる人、いいんですか。

座長

いいですよ。

副座長

区政推進会議が見直しをかけなければならない状況にあるということは、今おっしゃったとおりだと私は思います。ただ、これがこの形を残したまま区民会議なりに移行するというのは、いかがなものかというふうに思います。全く別の非常に民主的な決定をなされた区民会議の形成というのは、ぜひしていただきたいというふうに思います。そういう区民会議でなかったとしたらば、今までのおりのようなものをそのまま引きずってしまうというふうに考えますし、魅力ある区づくり推進事業の説明がありましたけれども、これが区民に周知されたり、こういう事業をなされているんだということがわかってそれに参加し、一緒に推進していこう、協働パートナーとして市民活動をしていこうというふうに思えるような広報の仕方とか、周知の参加のシステムがなかったというふうに私は拝見いたします。

私、高津区なんですけれども、高津区においてはこれだけいろいろな事業があるわけだけれども、それに参加しようかしらというときに、それを知らない区民とか参加の方法が

わからなかったり、あるいは非常に今までかかわってきた人たちだけで担われてしまったような、そういう痕跡もあるように感じますので、ぜひ協働がしっかり進むような、そしてそれが地域課題にしっかりマッチして市民のニーズがとらえられているような推進のされ方というのをぜひしていただきたいというふうに思います。ただ市民あるいは区民ニーズのとらえ方というのが絶対これは問題で、どのように把握していくかという、その区民ニーズのとらえ方、それに対してもっと力を使うべきだ。どういう方法があり得るかということに関して、区民に対して広報をし、いろいろなアイデア、先ほどはコンペ方式とかいろいろなものを出されましたけれども、そういう区民が参加しやすいシステムづくりというのをぜひやっていただきたい。意見です。

座長

市民委員さん、どうぞ。

市民委員

いろいろな会議の委員になるんですけども、ダブっていることが多いような気がします。例えば団体からというとならず町連の会長というふうに出てきますね。そうするといろいろな会議にみんな出てきて、同じような顔ぶれで意見が同じというふうなことがありますので、1人の頭の中ってやはりそんなにはないので、ですから団体を指名する場合にはその辺のところを考えていただきたい。こちらに町連の会長が出ているならば、こちらは副会長とか、町連の中にもいっぱいいらっしゃるんで、その人たち皆さん充て役とおっしゃっていますよね。その辺のバランスを考えていただきたい。同じ方が幾つも役を持たないでいただきたいというのが一つ。

それから、先ほど有北委員がおっしゃったように、いろいろな年齢層とかいろいろなことを考えますと、時間の設定がすごく難しいと思うんです。子育て期間中の人はこの時間がいいとか、それからお勤めしている方たちはこの時間がいいとかということがありますので、その辺のバランスを考えて全部のいろいろな委員さんをここへやるのではなくて、年齢層のそういう会議というものも提案したいと思います。考えていただきたいという、その辺のところがないとこの行事を見ましても、バランスというか偏りがあったりすると思いますので、そういう点をなくすためには年齢層で切る、この年齢層の人たちはこの時間帯が出やすいとかってあるのです。今ちょっとうまく言えないんですけども、そうい

うところを考えたのいろいろな会議というか、委員会とか、そういうものもつくったらいかがかという提案をさせていただきます。

以上です。

座長

ありがとうございました。どうぞ。

市民委員

区政推進会議から区民会議の方に移行していくという過程が将来あり得るわけですが、その時点でチェックをしていただきたいということの一つ、二つ申し上げたいんですけども、この区政推進会議の評価を事業終了後、区長が事業評価をするということになっているわけですが、区長というのは多分当事者でしょうから、当事者が当事者を評価するというよりも、事業評価というのはやはり第三者的な視点というか、立場で評価をするというのが普通のあり方じゃないか。もちろん、この後区政推進会議にかけるといふうになっていますけれども、この評価をどういうポジショニングの人がするかというのを、また改めてご検討いただきたいというふうに思います。

それから事業評価の内容についても、ホームページ等で公表されているということも、僕は申しわけないんですが勉強不足で、どういう事業評価のチェックポイントがあるかというのは見ていないので、間違っていたら申しわけないんですけども、ここで簡単に言いますと、市長がことしの2月か3月に行われた市民自治創造・かわさきフォーラムのときに、壇上の上でこのことに関連することを言ったのが非常に印象に残っているんです。こういうふうに言われたんです。市民との協働でやって、その評価をするときに例えば行政だけでやった場合1,000万円かかったと。それを市民やボランティア、NPOと一緒にやると800万円で済んだと、その場合の200万円は別途次の違うところで生かしていきたいんだということを、はっきりそういうふうにおっしゃったんです。でないと、今まで行政が100やっていたところを2ぐらい手伝ってもらって、結局行政が楽をしてしまったというふうになるということが一番いけないので、そういう評価をきちんとして、200万円が協働のおかげで助かったのなら、その200万円を福祉なら福祉、別のところに使っていく、そういうシステムをきちんとやりたいという、市長みずからおっしゃって、非常に印象深く残っているのですが、そういった事業評価というのも金銭的な面での

事業評価もしていただけるとありがたいというふうに思います。

以上です。

座長

ありがとうございました。

地域生活部長

実は評価というのはかなり難しく、例えばそれぞれの事業には目標がございまして、目標に対する寄与度というのが評価の基本だと思うわけです。それにどれぐらいの労力なり予算が使われたかということだと思うのです。この目標の階層性みたいな、小さな目標は大きな目標のための手段になっているというようなしくみが、現状川崎市ではまだできていませんので魅力ある区づくり推進事業だけに限定してつくるというのは、なかなか難しいところがあると思います。

したがって言いわけになります、私どもはとりあえず一次評価は本人がやることにして、それを公開して市民の批判なり意見なりを聞こうというのが考え方でございます。今後、本市における行政評価のシステムが開発されれば、それを導入してやっていきたいと考えています。

座長

ほかに。委員さんどうぞ。

委員

今の評価のことに言え、要するに体系ができていないからやらないんじゃないかと、おっしゃられたようにそれぞれの事業について、それぞれ特殊会だと思うんですけども、特殊会を積み重ねることによって一般会ができてくると思うんで、そういうやり方でいいと思いますけれども、そういう評価をして終わりじゃなくて、それをフィードバックするような仕組みをぜひ考えていただきたいというのが一つです。

それからこれはこのテーマ、独自の問題じゃないんですけども、非常にベーシックな話で市民会議でもずっとたびたび出てきた話ですけども、先ほど来公開しているという話でしたけれども、情報を発信する人はオープンにしているから公開しているんだという

意識だと思うんですけども、それが受け手側に伝わっていなければ本当に公開していることにはならないだろうと。この事業サイクルの中でも矢印を含んでそれぞれのステップに対して意見をくみ上げるような意図が書いてありますけれども、その辺でいかにして伝えるか、いかにして伝えて一緒に組んでやっていくか、協働、協働というけれども、やはり一緒にやることでどれだけメリットを高められるかというのは、それぞれの現場でそういう意識がないとできないことで、やはり公開ということでもそのベースとしていろいろな情報を的確に伝えていなければ、聞いていなかったということが常に起こるので、そういう公開の仕組みそのものも、ぜひ協働するためということを前提でいかに伝えるかということ、各事業の中でそれぞれ独自かもしれませんが、検討していただきたいということです。

それから、今後の方向性という中の図の中で、ちょっと細かい話で恐縮なんですけれども、区民、地域団体という話が出ていますけれども、地域団体の取り扱いを、その辺がちょっと気になるんですけども、できれば団体側からの意思で登録させていただいて、そこには必ず情報を伝えるというような形の仕組みにしていだけないかなということです。それからちょっとこれは難しいかもしれませんが、その図の中の地域的な課題を解決、あるいは協働・連携というその部分というのは非常に重要な部分なんですけれども、それをここ主体が余り明確になっていないのですが、要するに利害当事者でない人はコーディネーターとなる人間が必要な部分だと思うんですけども、その辺の仕組みが非常に重要なポイントだと思いますので、それを計画の中で十分検討していただきたいと思います。

以上です。

座長

ありがとうございました。ちょうど時間になりましたので、次のテーマに切りかえてよろしいでしょうか。では切りかえていきたいと思います。

次は「地域を支える市民活動の推進」ということで、時間は50分までです。まず最初に資料に関する質問を受け付けたいと思いますので、挙手をお願いします。では北島さんと上野さんの2人が質問があります。

市民委員

市民活動センターが去年4月からできて、提言を受けてやって、その後いろいろランチの話が出て、ここで3ページ、今後の展開の中でいろいろランチが出ているんですが、もう1年半、ほぼ2年近く、現在の各区の進捗状況というか、それは今どうなっているのか、全くまだ動いていないのか、区それから地域レベル、そこら辺の状況は現状ちょっと具体的に進展状況をお知らせ願えればと思います。

地域生活部長

指針にそのように書いてあるように、例えば全市の拠点とそれから区の拠点の機能というのはおのずと違ってくるところもあると思うんです。例えば市民活動センターのランチみたいなものを各区に置くということは、実は指針でも言っておりませんし、そのような提言もいただいていないわけです。区の拠点の役割としては場の提供とそれから情報の部分です。それから人材育成みたいなものがその区の拠点の役割になるだろうというふうに考えているわけです。

今でも各区では、このうちの機能のうちの一部は行政直接という形でもう実施されているものもございます。このところ私どもは資金助成の方に力を注いでやっていたわけですが、今ご意見にあったように、今後は区の拠点整備を進めてまいりたいと考えております。もう一つは、先ほどお話ししましたように、自治基本条例の中で、区長の使命として今考えられているのは、市民活動の支援をするというふうになっておりますので、これとの連携を区長というのは行政そのものでございますから、中間支援組織でもございませんと。これとの関係をどういうふうに整理するのかというのが一つあります。それからもう一つは、市民館の区への編入の課題もございまして、その中で場だとか情報だとかというものをどういうふうに組み合わせていくのかというのが現状の課題になっているところでございます。

座長

質問の方は現状の進捗状況だったんですけれど。

市民委員

簡単に言うと今変えようとしているから、ちょっと待ってくれという話ですね。

地域生活部長

区の拠点については、これから進めていきますが、市民活動センターのランチみたいにつくるというふうには動いてきていないということです。

座長

ありがとうございました。委員さん。

市民委員

言葉の意味なんですけれども、この1の基本的考え方というのがありますね。それから支援指針の抜粋というのがありますけれども、こういうところの中身、今の基本的考え方の中では目的というところで、市民活動の発展に向けて、「市民社会の中で市民同士の「相互支援」システムが形成されていくことを促進し応援すること」と書いてあります。「市民」「市民」「市民」というのがここに三つ並んでいますよね。全部これは川崎市民だというふうに言葉を限定してよろしいんですか。例えば一番初めの「市民活動の発展に向けて」というのは、これは明らかに川崎市民の活動の発展に向けてということですね。それからその次のところ、これもやはり川崎市民社会の中でということになるんですか。それからその次のところの「市民同士」というのは、これは明らかに川崎の市民同士という意味だと思うんですが、この三つ並べまして、真ん中のところがよくわからない。といいますのは、できるだけ簡単な文章にさせていただきたい。こういうものがすぐわかりやすい文章にさせていただきたいというふうに私は常々思っておりまして、そういう観点からしますと、この三つ「市民」「市民」「市民」と並べたものが全部川崎の市民というふうなことでよろしいんでしょうか。

地域生活部長

川崎を活動の場にされているよその都市の市民ももちろん含まれるわけです。でも活動の場が川崎であれば、それはこの中に含まれると思いますが、おおむねは川崎市で。市民社会というのはもう一般的に市民社会、要するに市民が中心の社会ですよという意味で使っておりまして、これは川崎市民という意味ではないと思います。

市民委員

そうですね。私もそのとおりだと思うんですけども、「市民」という言葉が非常に難しいんです。川崎の市民という場合と、この真ん中の場合の市民というのはもっと大きな概念で、ピープルだとか大衆だとか民衆だとか、そういう意味だと思うんです。したがって三つ並べますと何だかよくわからない。本当にここに「市民社会の中で」ということこの言葉が必要なかどうか、それがちょっとわからないです。といいますのは、恐らくこれは市民社会を一生懸命研究された方がいらっやって、言葉が好きだからここに入れているというふうなこともあり得るわけですし、どうもなかなかこの言葉を入れたことによって、文章全体が複雑になってわかりにくくなるというふうに私は思います。

以上です。

座長

ありがとうございました。それではこの地域を支える市民活動の推進というテーマの中で、実行計画に関する提案、意見などありましたら。

市民委員

私は市民活動の助成金のおきも申し上げたんですけども、委託金とか助成金において日常的な運営費とか人件費が認められないということが非常に多いんです。これはそれぞれではらつきがあるんですけども、市民活動においてここが一番資金として欲しい部分なんで、事業費しか出ないと非常に活動の継続というのは厳しい状態になってくるんですよ。市民活動センターからの助成金だけではなくて、市民活動の活性ということでは、市民館とか男女共同参画センターなどでも委託事業などをやっておりますので、そこの話し合いをちゃんと合意性というのはできているのかなと疑問に思うんです。

実は先日、市民館の委託事業の方で予算を出しましたら、交通費も認められなかったんですよ。だけど男女共同参画センターの方の委託事業は交通費は認められるんですね。何でこんなに違うのと、やっている中身は似たようなことをやっているのに、片や交通費も認めませんって、どうしてですかと聞いたら、市のお金を使って市民は勉強させてもらっているんだと思いなさいと言われて、「えっ」というのが私、いまだにそういうお上はという発想なのかと思ひまして、愕然としてこんなことはおかしいと。勉強させてもらっているなんてそういう意識でいるんだったら、市民活動の活性なんてあり得ませんよとちょっと怒ったんですけども、人間が動けばお金がかかるのは当たり前、交通費だってかか

りますし、電話1本すれば通信費だってかかる。それで日常的に運営費というのはどんなものやっていたって出てくる必要がどこかから出さなければしょうがない必要があるわけですから、それについてもう少し認める方向でやっていただきたいと。前の会のときも言ったんですけど、市民は安く使えるというような意識がこの助成金とか委託事業の中でもあるんじゃないかなと思うんです。

ちょっとしつこく言ってしまうんですけども、これを職員の皆さんが市民ではなくて、自分たちでおやりになったら、その部分例えば給料とか時間外手当とか、物すごい金額が出ているはずですよ。だけど市民がやると人件費、交通費も出ないという、そういう考え方はちょっと市民活性にはならないだろうなと思います。本当のパートナーシップということについて、もうちょっとそのあたりできちんとした市民との合意が必要なのではないかなと思っています。

以上です。

座長

ありがとうございました。どうぞ。

地域生活部長

人件費という話がございましたけれども、先ほどご説明しましたかわさき市民公益活動助成金の中には旅費だとか通信費は含まれております。これについては制度検討の結果でございます。おっしゃったように各局のやっている資金支援の方式などにばらつきがあるということで、私ども市民活動支援の所管が川崎市の市民活動支援指針をつくったところでございます。その辺を統一化やルール化して、市民活動活性化のためにやっていこうということを担っているわけでございますので、ご意見としてお受けしたいと思っております。

市民委員

よろしくをお願いします。

市民委員

具体的にわからないので説明してくださらない。これにこういうのには出ています、これには出ていませんというのを具体的に言っていただかないとちょっとわからない。今交

通費は出ていますというのがあって、それでこっちの……。

市民委員

市民館からの委託というときには交通費は出ません。男女共同参画の……。

市民委員

市民館の委託というのは例えばどういうものですか。

市民委員

要するに生涯学習の方の今全部市民の方に回ってきていますよね。市民からの企画による自主学習講座、これには交通費は出ません。

市民委員

自主学習についてのだれに対しての交通費。

市民委員

市民です。

市民委員

受けている市民、学んでいる市民。

市民委員

そうです。事業の主体となって事業をつくり上げる方の市民です。参加者の交通費じゃないですよ。

市民委員

自主企画だから。

市民委員

自主企画事業です。

市民委員

それは出ていないんですか。

市民委員

交通費、出ていません。

市民委員

出ていない。それでもう一つの方は。

市民委員

男女共同参画センターの方の同じような事業については、交通費は出ます。

市民委員

同じで出ているね。

市民委員

はい。

市民委員

すみません。

市民委員

いいですか、ちょっと重複してしまうかもしれませんが、この市民会議が始まったときに、今までの総合計画の評価じゃなくて、行財政改革云々のあれをベースとして、それを評価に変えてそこからスタートするんだという話があって、それでそのときにそれをやっていったときに、公共サービスの水準は下げられない。それを下げないための方策をいろいろ検討したいんだというお話があったと思うんですけども、その辺がベースになっていると思うんですけども、その解決策の一つが市民活動を活発にして、要するに市民と行政が協働することによって、それをよりきめ細かい公共サービスを実現しながら

らコストを下げているというニュアンスもあったかと思うんですけども、有北さんが言われたような話が起ってくる、あるいは現実にはいろいろな面倒があるというのは、その辺が単に資金の支援みたいな話で支援してやるんだみたいな話になってしまっていて、その大もとが何か忘れられているような気がするんで、その辺をもう一回計画づくりの段階で考えていただきたいなと思います。

あと少し細かい話でよろしいでしょうか。市民活動支援指針がいろいろ中でありますけれども、事業委託の促進を図るといようなことがあるんですけども、事業委託ということのときに、いろいろ問題になってくるのは川崎市の契約規則だとか、指定業者という話があって、例えば指定業者だと法人設立してから1年たないとだめだとか、しかもその申請は株式会社と同じ申請用紙しかないんです。例えば市民団体あるいはNPOに対してのそういう書式ではない。そういうことを見ると市民活動をそうやって推進していこうという発想はその辺には見られないので、ぜひ今後そういう市民活動をどんどん推進していこうということであれば、そういうことができるような、よりやりやすいような仕組み、あるいはシステムを考えていただきたいと思います。

それから先ほど審査という、先日も審査があったわけですけども、それは要するに資金を出してやるんだから審査する、当たり前と言えば当たり前なんですけれども、市民活動を推進しようということであれば、そういうときにいろいろな情報を提供したり、あるいはいろいろなアドバイスをしたり、それからその場を利用してもっと拡大していくような展開の仕方があると思うんです。そういうことをきちんともう少し考えていただけないかなというふうに思います。

それからいろいろわからなくなって、情報の共有化という中で、ひろば・ポータルという話がありましたけれども、先ほどの意見とちょっと重複しますけれども、公開性というだけじゃなくて、やはり即時性だとか多発性ということのを頭に置いた情報の共有化のシステムを検討していただきたいと思います。

以上です。

座長

ありがとうございました。委員さん。

市民委員

二つありまして、まず活動拠点という話ですが、今各区なり地域にいろいろゴッソなんかも含めていろいろな施設をというのがありますけれども、具体的に市民活動の拠点というもののイメージが何かさっぱりわかりません。そういう公共で今持っているところを使ってくださいというレベルなのか、もっと実は市民活動の拠点というのは小さい単位でたくさんあるという方がいいのではないかなど。それはクリエイティブシティというコンセプトでチャールズ・ランドリーさんという方が本を書かれているんですが、彼が去年来日したときに横浜で言っていたことですが、横浜の都心部活性化の中で500ぐらいの拠点があれば、市民のクリエイティビティがそこで融合していろいろな形を生むだろうということを書いていました。

横浜の都心部あたりで500拠点という数というのは、多分今言っているゴッソとか市民活動センター云々の話のレベルでは全くないレベルだと思うのです。個々の小さい地域の活動団体の拠点として、非常に使い勝手がいいというのは、多分そういうレベルの拠点がなというところのイメージが私にありますので、今言っている拠点云々というのとは全く違うレベルというのを1回考えていただきたいなと。そういうときに使える拠点というのは、多分今の普通の民間のオフィスの空きビルとか商店の空き店舗ですとか、そういったものまで視野に入れて活用するとかいうことを考えないと、本当に市民がその現場でやっていることを支援する拠点とはなり得ないんじゃないかなというのを一つ思いましたので、そういうことを考えていただきたい。

それからもう1点、活動に対して補助とか助成金じゃなくて融資という話がありましたが、もしそういうことをお考えになるのであれば、いわゆるベンチャーキャピタル系がやっているように、お金を出して口も出すという形を本当に単に行政が口を出すというのではなくて、事業に対しての支援をきちんとできるアドバイス機能を持ってお金も貸しつけるといようなところぐらいまでやっていただけるといいかなと思いました。そういうのは小さいベンチャーに対する支援とか、ビジネスの方ではたくさんやり方がありまして、やっている事業たくさんありますから、そのぐらいのことまで少し考えていただいて、市民の活動であっても一つの継続する事業であるというふうに考えて支援をしていただけるようなことまで考えていただけるといいかなと思いました。

以上です。

座長

ありがとうございました。どうぞ。

副座長

川崎市において市民活動が非常に活発に行われていくということが、これから先の10年を決定するぐらいの大きなものだとは思います。特に、ここに出されているこれからの支援というのが、市民活動を豊富化していくという方向で組まれていることには期待を持つんですけども、基本的な考え方その他に見られる市民活動の定義の中には、非常に抽象的でいわゆる非営利でやっている単なるそういう活動というふうにはしか見えてこなくて、市民活動が非常に具体的に行われているわけで、例えば福祉の分野であり、あるいは環境の分野であったり、教育であったり平和活動であったり、あるいは情報を収集し、そして市民に流すということも市民活動のレベルでやっているわけです。

ですから、あるテーマというのが必要なのではないかと。抽象的な市民活動という一くりにするのではなくて、川崎市においてはこういうテーマを持った市民活動団体にこれだけの助成制度を持っていますというような福祉においてはこうであり、というようなメニューを豊富にしていくということが、もっともっと発想を豊かにしていくもとなるのではないかというふうに考えます。この書き方ではなかなか具体的に、それではじゃ私たちはこの活動をもう一步協働の領域まで踏み込んでやっていこうかなという決断には至らない。具体的なイメージづくりができるような支援のあり方というのをぜひ提言し、それを実行していただきたいと思います。

座長

ありがとうございました。時間が過ぎましたので、ここで8時まで休憩とってよろしいですか。その後20分間「区を中心とした地域課題解決のしくみと区役所改革」について意見をいただいて、後はきょうのテーマで総合的に。あと最後に1人ずつ意見を述べてもらいたいと思います。一応そういう段取りで進めたいので、また8時に時間厳守できようをお願いします。

(休憩)

座長

それでは8時になりましたので、「区を中心とした地域課題解決のしくみと区役所改革」、このセクションは既に説明が1度終わっている資料ですので、質問は受け付けずに議論に入りたいと思います。そのようなやり方でこれから3年間の実行計画でどんな考え方をしているか、重点戦略としてどういうところに重みを置いてほしいかという観点で意見を述べていただきたいと思います。意見のある方はどうぞ。じゃパクさん。

市民委員

今、説明の中で一番私の立場からすれば、外国人市民政策などについて欠けていると、感じます。

80人の中の1人が川崎市の職員です。外国人は60人の中の1人が外国人です。川崎区の外国人の割合は何%ぐらいだと思っていらっしゃいますか。前回配られた「川崎80+」には、川崎区は人口の49%、つまり約5割ぐらいが外国人市民です。ちなみに川崎区、幼稚園から高校まで何人ぐらいの児童生徒がいると思いますか。実は川崎市立学校に通っている高校生まで子供は850人がいます。その中で568人が小学生です。中学生が234名。つまり今後はこの小学生が高校に進学すると思います。今も外国人市民は年間2,000人ぐらいふえている状況なんです。これから減ることはないということです。その中で568人の小学生の中で、川崎区にいる子供が223人です。とても多い数が川崎区に住んでいます。

川崎市全体の中で外国人市民を取り上げていないというのも残念に思います。この川崎区の中でも外国人市民、子供、外国籍と結婚した人たち、外国にルーツをもつ人たちが非常にいることが、この中には全然話されていないということが残念に思っています。また、「魅力ある区づくり推進事業」を見てみますと、七つの区の中で川崎区の中でもこういう多文化や外国人市民を対象とした事業が余り見当たらないです。もし具体的にはあるかもしれませんが、大きな項目の中からは全然触れていないというのも残念だと思います。

川崎区の関係者は、この川崎区の特徴として、まちづくりの川崎区の魅力として、この外国人市民の文化、それから外国人市民に対してのことをどう思われているかが本当に聞きたいなと思っております。外国人市民といいますと、日本語ができない人、日本の文化がわからない無知な人、ボランティアされる人だと思っておりますか。外国人がふえているということは、外国人と住まなければならない日本人が多い、学校の中でも外国人の子供と一緒に暮らさなければならない日本人の子供がたくさんいることです。日本語ができな

い人、日本の文化がわからない人ではなくて、日本語以外の言語ができる人、日本文化以外の文化を持っている人として、地域の人材として生かして育成していくことがいいのではないかなと思います。今後、区中心としてどんどん仕組みが掘り下げてくるかと思いますが、川崎区の関係者はこの川崎区の特徴を生かして、今後も対応をしていただければうれしいと思います。

以上です。

座長

ありがとうございました。委員さんが先だったと思います。

副座長

すみません。きょうは静かだねとかさっき言われましたけれども、3番目にまとめて言おうと思っていましたから。

窓口サービス機能中心の「区役所」から、地域の課題を自ら発見し解決できる「市民協働拠点」へという、これがきょう区役所の方々が皆さん参加していただきましてどうもありがとうございます。一緒に議論できるということはまずは一步かなと、これから120万川崎市民の中で、区が7区あって中原区なんて20何万いるというところで、なかなかきめ細かいものができていないです。そういうときにやはり区の対応というのがとても大切になってくるので、きょう区役所の方々が参加されたのはとてもよかったと思っています。

それでなんですが、各区の事情を先ほども皆さんがもう言っていましたから、それから太田さんが委員のバランスでは疑問を感じていますとはっきり言われたので、その辺のところはお互いにどうしたらできるものかなというのは市民の側にも問題はありますし、議論しなくてはいけない問題だと思います。というのは、例えばこの前小杉再開発の説明会で、全町連の会合、1町会3名出ていいと言われたので、町会長じゃないんですけども、初めて出ていったんです。それで終わりました、小杉再開発の質問しましたら、質問したのは私1人だったんです。だれもただ聞いているだけで、終わったら質問したのは私1人だったんですけども、終わった後に全町連の会長さんが質問なんかするものじゃないよ、意見なんか言うものじゃないよと、「えっ」とか言われて、もうそれで初めて違うメンバーが行ったらそういうことだったらしいんです。「えっ」とか思って意見とか議論とかし

なくては意味ないじゃないのと思ったのが、はっきり言って初めて参加させていただいた会合でした。

これからもそういう点では、やはり皆さんが委員の選出方法はおかしいとかなんか言っていていらっしやいましたから、あえて言わなかったんですけども、例えば中原区なんかすごく事業が多いんですけど、これ大変だろうなと思うんですけど、行財政改革の中でせっかく全市の中では評価、A B C Dつけたりなんかしたと思うんですが、中原区とかそういうところでも同じような評価をしないと、まずい面がいっぱいあるんじゃないか。利益要求してくる団体とか、そういう自分の団体を推薦してほしい人が入っていないとは限らないんです。そういうところもやってもらいたいなと思いますし、今回、この間中原区ガイドマップを皆さんに回覧したんですけども、あれは前は市民がつくったわけですけども、今度は行政がつくったんです。その辺にやはり創造性とか、専門性が行政がつくと冊子の中にちまたに出ているんです。

きょうも民生委員の会合で配られましたら、これ全区民に欲しいというような要望が出ていました。ただ今はできたばかりだからチェックして、もう少しよく精査したら全区民に配られるかもしれないから、意見を言った方がいいわよというように言っておきましたけれども、ああいうものにやはり職員の創造性とか専門性、それから財政的なものをあえて加えていただければいいものになるんじゃないかなと思うので、各区それぞれやっていらっしゃるでしょうが、私は中原区のところはそう思いました。

それからもう一つ、川崎区のホームページでは、先日川崎区の地域福祉計画が川崎区だけ出ているんです。地域福祉計画とやるとほかの区が出ていないんです。川崎区は全部経過から完成版まで出ていまして、完成版を読ませていただきました。「自助」という言葉が一つも出てこないのには感心しました。ぜひ各区で自助がすごくタウンミーティングでも問題になっていたと思うんですが、障害者に自助はないでしょうという問題も出ていたと思うんですけども、川崎区の地域福祉計画は、私はすばらしいと思っていました。ほかの区のがホームページに載っていないので比べようがないんですけども、そんなところからもやはり区が中心になって、これからは区の総合企画局みたいのができて、総合的な判断をしていただけるような担当部署ができるかできないか知りませんが、何かできるようなことを聞いていますけれども、そういうところで区全体を見ていただけるようなところができると、地域の課題というのはそういう意味かなと思いながら聞いていました。ぜひ保健福祉センターは保健所と福祉事務所が一緒になって、まだ連携がちょっとぎくし

やくしているみたいですが、そういう点も福祉の部門に保健の部門と一緒にになったというところで力を発揮していただけるのが、遅かりしかもしれませんが、期待をしています。ぜひあえて創造性と専門性をどんどん発揮できるような夢のある職員たちになってほしいなど。反対にエールを送りたいと。この間エールを送ったのとか言われてしまったんですけれども、きょうは本当にエールを送りたいと。専門性と創造性と財政とを考えて、職員の方々が発揮できるような形をとっていただきたいと思います。

座長

ありがとうございました。委員さんよろしいですか。

市民委員

私は区民活動というような大げさなようなことをしていないんですが、ささやかな活動をしていてもパートナーシップということで、だれにこれは言えばいいのかなというところがすごくあって、行政にたらい回しにされているという感がすごく今まであったんですけれども、区単位で、こういうふうに区が全面的に市民活動を応援してくれるような体制になってくれれば、なんかすごくいいかなというふうに思っております。それが一つと、それからこの間ボランティアセンターの市の助成金をしたんですけれども、最初だから仕方がないんですけれども、何かすごく一番最初のスタートアップというのが3年以内の活動ということだったんです。それで10万円。それでそれ以降が100万円ということだったんですけれども、話を聞いたら審査員の方がダーツといて、すごい質問攻めで物すごい厳しい質問だったんです。

それで、もちろんただでお金もらおうなんて思っていませんから、もちろんこっちも一生懸命やっているからということで言いましたけれども、なんか今回の募集の幾ら一番最初にしてはちょっと余りにも大ざっぱ過ぎたと。それから100万円を受けた人がいるんですけれども、同じなんです。10万円も100万円も同じだったんです。模造紙1枚に活動を書いて、説明して質問。10万円も100万円も言うのは同じ6分です。質問も同じだったんです。それ自体もおかしいと思うし、私のやっている活動で物すごく今必死になってやったのであっちこっちに助成金もらったり、支援を受けたり、営業みたいにいるいるなところに行って頭を下げて支援金いただいたりしてやっと集めて、それでいろいろな道具をそろえてやったということの評価してくれて、とてもうれしい反面、あんたたち

はもうそんなにあるんだから、それはもうスタートアップではないんじゃないかというように言われたんです。でも3年未満なんだからステップアップにもできないし、どうすることもできず、そういうことで何か今回は物すごく理不尽な市民助成金第1号だったなというふうに思って、まだ返事は来ませんけれども、なんかすごく理不尽な気持ちでいました。それが二つ。

それからきょう、せっかく入ってきたときいつもと違って区の方がたくさんいらして、ああうれしいなというような気持ちがあったのは、この魅力ある区づくり推進事業一覧というの、各区のが2年間にわたって出ていますよね。このペーパーだけ見たら行がたくさんあるところはわあすごい活動しているみたいで、少ないところはしていないみたいなふうに思うんですけども、我々市民もそういう助成金を受けるときに物すごく厳しい評価を受けて質問を受けて、それからアピールをしたわけです。ですから同じ区づくり事業で同じ予算をもらっているいろいろな区がこういうふうになっているのであれば、ぜひきょうお出になっている皆さんに我が区こそ、こういう素晴らしい活動をしているんだというようなアピールをぜひお聞きしたいと、そういう機会はめったにないので、まして一堂に会して担当者の方が来てくださることがないので、ぜひほんのわずかな時間でも結構ですので、皆さんからの区の直接のご意見をお聞きしたいなというふうに思うんですが。

以上です。

座長

ありがとうございました。ほかに。委員さんどうぞ。

市民委員

遅くなりまして申しわけございません。それで私の方は宮前区に住んでおりまして、今後の展開というところで区の拠点整備ということで、既存の区民活動支援コーナーというところがございますけれども、先般、宮前区役所の中にこの支援コーナーというのがございまして、そこに登録させていただきました。これも非常に私どもに小さな活動をしているものにつきましては、非常に助かります。そこで印刷をし、そして紙などは持ち込みなんですけれども、いろいろな整備がされていまして、非常に助かります。これを拠点として活動させていただきたいと思います。

それから二つ目ですけれども、この一覧表の中の平成16年度各区「魅力ある区づくり

推進事業」というところで、宮前区のところをちょっと見せていただいているんですけども、隣の多摩区というところの方ですと、真ん中あたりの方ですけども、食生活の改善推進ということで、現在、国を挙げて食育ということを掲げておりますので、宮前区の方でもこの食育に関するようなテーマを取り上げていただけると、大変ありがたいと思います。

それから食べる普通の食事をする食生活改善とともに、健康食品とか保健機能食品とかいうふうに機能を持った食品が非常に大きくなってきております。現在3兆円産業とされているように、右肩上がりの産業で非常に食品の大企業、それから医薬品会社などが競って非常にこの回復機能を持った食品を開発しております。そこらのあたりの健康問題に関して、指導する人がアドバイザーということで厚生労働省が要請しているんですけども、保健所の方に名簿などを送っておりますので、一般の普通の食事の指導とともに、そのように機能を持った食事の指導と、専門家がそれぞれの区に2、3人ぐらいいはいると思いますので、そのようなことを生かしたようなことで健康づくりの一環として活用していただけたらありがたいと思います。多摩区の方もそのようなことで、これ普通の食生活の改善ですけども、そのような機能を持った食品の指導というのが、これは食べ方一つで非常に医薬品的な機能を持っておりますので、ちょっと長くなってすみません。普通の食事ですとすぐ五感が働くんですが、薬のような形をしておりますので、非常にこれ指導が大切だと思います。いろいろな弊害も出てきますので、そのようなことを含めて食生活の改善の中にそのような形の場というんですが、活動させるような場をつくっていただくと非常にありがたいと、健康づくりのために食育のためにしていただくとありがたい、このように思います。

座長

ありがとうございました。委員さんどうぞ。

市民委員

活動拠点のお話なんですけれども、前回の会議のときに開かれた学校づくりということで、学校を地域コミュニティの核にしようというようなお話も出ていたと思うんです。そういうのとの連携というのはいないんでしょうか。ちょっとそのあたりもう少し考えていっていいことではないかと思うんですけども。

それから事業委託とかいうことに関してなんですけれども、プロポーザルとか外部審査とかありますけれども、その審査ができる人が本当に区の中にいるのかというのが、私は疑問なんです。多分外部委員とかも使って審査しているのだと思うんですけれども、事業内容とそれから適正価格がきちんと評価できて、審査しているのかなというのを非常に疑問に思います。事業内容については非常に高いものを求めているのに、適正価格は考えていなくて安ければいいというような、私も1度プロポーザル参加しましたけれども、こんな金額でこれだけのものをつくれってあなたたちは平気でよく言えるなというようなものを出してきましたけれども、それでもやはりその金額に見合う予算を出したところが落としているということは、事業内容は結局どうでもいいのかなと。民間企業でも適正価格というのは必ずあって、そのあたりきちんと審査できる人がいて審査しているのか、非常に疑問に思いました。市民に対して厳しくするなら……。

市民委員

笑わないで言いましょうよ。

市民委員

すみません。笑いません。ご自分たちの内部の専門性、あるいは市民に対する評価の本当に的確なものができるのかということも、きちんと評価してやっていただきたいと思います。

以上です。

座長

ありがとうございました。一応1回ここでこのテーマ区切って、あと20分間きょうのテーマのどれかについて当てはまれば、横断的なことでもいいですので、意見をください。じゃ大下さんどうぞ。

市民委員

一つ今までの話と関連するんですけれども、この「各区の個性を活かした魅力あるまちづくり」と、いろいろ区づくり推進事業等々あるんですけれども、都市計画マスタープランというのが各区でかなり1年あるいは2年近くにわたって、あらゆる分野からこの区を

どうしていくか、10年後、20年後どうしようかということに鋭意皆さん検討して、私も多摩区のメンバーの1人なんですけれども、やはりこれからの区の行政を考える上で、都市計画マスタープランとしての位置づけというのを、もちろん総合計画との位置づけ等もあるんでしょうけども、この区の魅力あるまちづくり、その中にきちんと位置づけを行政の内部で施策の体系の中に、都市計画マスタープランというのを位置づけていただきたい。この間、僕は高津区の最終提案にも行きましたが、皆さん頑張っている。多摩区は来年の1月か2月ごろにやるんですけれども、各区で鋭意皆さん検討して、本当に区民の方が熱心にやっていると、時間もかけているし、労力も使っているし、ぜひ都市計画マスタープランを区づくりの中核に据えていただきたいという願いが一つ。とりあえずそれだけ。

市民委員

これも当たり前なことなんですけれども、今区行政改革、もう来年から本格的に始まる。2年前ですか3年前ですか保健所関係が区に移ったと。それから徐々に建設センターが移ったと。今度来年あたりは半分ぐらいは市民館も区に移るという話で、だんだん話を聞いてくるといろいろな部ができたりなんかするという形。当然、区の権限というものも少し拡大していきたくらうと。どうも今までの話をちらちらこれは何となく感じるんですが、魅力ある区づくりの事業でも、実際、区が一つ一つ特徴があるので、本庁に持っていくと、いろいろ財政局の方からこれはどうのこうのと言われてきたような感じも時々受けるときもあると聞こえてくるんです。

本格的に来年度から区の権限というのが大分強くなっていくだろうと思いますし、これはもう今修正が全部そうになっていますね。国から地方分権から川崎市も内なる分権という形で出るとは思いますけれども、ぜひ多分人もふえるだろうと思います。仕事だけふえて人ふえないということはないだろう。それから、ここにいらっしゃる方々は、これは私の市民が言う話じゃないのかも。本当は市長に物申さなければいけないのかもしれませんが、組織的な話とか、それから人的な話で、ぜひ人材も皆さんここにいらっしゃる優秀な方のような方も、ぜひ区の方にも人だけふやすんじゃなくて、人材もそれ相応にやっていただいて、本当に実質的な区の権限、実際動けるといって形に私みたいな一市民が言うことじゃないのかもしれないけれども、そうして初めて本当に区の区行政改革が行くんじゃないかと思っております。余り当たり前なことなのかどうか分かりませんが、ぜひ本当に心のこ

もった区行政改革をしていただきたい。それにはまず人材であろうと、私はそう思っております。

座長

次、委員さん。

市民委員

この区行政改革の基本方向、これを先回も9月にお話をいただいたわけなんですけれども、非常に具体的に書かれていまして、ぜひお願いしたいと思うわけです。先般、教育委員会の方がお見えになって、そこでもいろいろと話したわけなんですけれども、この中の大きな2番、この中の(1)のアの3番というところがあります。生涯学習の再構築と学校の地域への開放、連携を強化するため区別に配置した云々ということがありまして、先ほどからも話が出ておりますけれども、学校をもっと開放するんだということが明確に書かれていまして、これが教育委員会さんが言われるよりもこちらの方が非常に真実味があるというふうな気がします。

したがって、あえて重複しますから申し上げますと、学校の地域の開放というのは、体育館とそれから運動場の開放は非常に進んでいますね。ところが教室、例えば音楽室を開放するとか、そういうことはまだ緒についたばかり。私の近くですと柿生の小学校、ここでは音楽室が開放されていますね。ぜひ文化活動に対する学校の開放ということを進めていただきたいと思います。先ほど大枝委員からも出ましたけれども、活動の拠点が少な過ぎるということの一つの中に、区の学校のもっと開放ができれば、それがかなり解消されるというふうに思います。

それから同じようなところなんですけれども、学校と地域の活動のもっと密接な活動をしていくというようなことがあると思うんですけれども、学校と地域グループ、分会グループがいろいろとありますけれども、そういうグループと連携して学校の中にその分会活動のグループも連携させると。例えば学芸会というのはあると思うんですけれども、ここでコーラスのグループだとかそういうものが一緒に参加すると。そして大人たちがやっている本当のものを見せてあげるといった機会ができると思います。または例えば運動会にサッカーのグループの方々を入れて、具体的には運動会の中で生徒だけがやっているのではなくて、親たちがもっとすばらしいそういう活動を具体的に目の前で見せてあげるとい

ような機会というのは、これからもっともっと必要であろうかと思います。

それから大きな 番の3の(2)のイの ということがありますけれども、地域住民を非常勤職員として任用するなど、業務における協働を進めるということがあります。これは例えば今図書館の業務ですが、外部にアウトソーシングされています。こういうものについても本来ならば市民の力を利用して、何もアウトソーシングしなくてもできることがあると思うんです。そういう場面をどうやって市民に与えるかというふうなことを考えていただければいいんじゃないかと思います。

それから大きな 番目の4の(2)のウということがあります。コンビニエンスストア等の活用とありまして、例えばここにありますように税金の収納というようなものはコンビニで簡単にできると、これは非常にありがたいわけです。そのほか例えばこれはできるかどうかわからないんですけれども、印鑑証明とか住民票なんていうものもコンビニの端末で取れるというふうなことまで行けば非常にありがたい。わざわざ区役所に行かないと、これを取れないというふうなのが現状ですけれども、もうちょっと一歩進めてこれをコンビニで取れるというふうになると、非常にコンビニエンスです。

以上です。

座長

ありがとうございました。委員さんどうぞ。

市民委員

今の委員のお話で私は思いまして、そういうコンビニエンスストアみたいなところでのサービスというのはすごいいいと思うんですけれども、市民の生活の中でお金を払わなければいけないのは税金だけではなくて、年金は払えるけれども健康保険は払えないだったか、そういういろいろ払えたり払えなかったりばらばらなんです。市民生活における必要なものを多分役所管轄とか、社会保険庁が管轄とか、いろいろなことできっとみんな分断しているんです。それも縦割りなんですけど、市民にとっては同じ納めるべきお金なんです。そういう市民側の見方というのを少し取り入れて、横断して実験的でもいいから何かやってみようというところを取り組んでいただけると、非常に画期的かなというふうに思いました。ということが一つ。

それから、地域住民を非常勤職員云々みたいな話の中で、せんだって、私、こども権利

の日関連の自主事業みたいなので、わくわくプラザについて皆さんと話をするというメンバーをやりまして、その中でもそういうわくわくプラザのスタッフさんたちがある意味非常勤職員の的です。やはり時限がついている雇用の仕方の問題点みたいなこととか、わくわくの場合は市の職員さんというよりは、市民活動センターさんですけど、そういう部分が格差にならないとか、あるいはきちんとした時限で、ある日突然スタッフが一齐にいなくなるとか、そういうのでないようなすごく柔軟な仕組みというのを入れながら、こういう非常勤という言い方がいいのかどうか分かりませんが、できる形で仕事というんですか、地域に対して市民が力を出せると。

それに対して委員もおっしゃっていたように、別に丸の内のビルに払うほどのお金を取るわけではありませんから、きちんと市民が市民として生活を継続するに足り得るということはどうやっていくのかなということも、あわせて考えていただければいいかなと思います。子供関係というのは、やはりその子たちの生活圏の間にいる大人たちが支えてあげられるよという形がつけられるのが一番いいのかなというふうに思いますので、ぜひそこをなんか縦割りでなく、横につながった生活に即した視点で何かできるといいかなと思います。

座長

委員さんどうぞ。

市民委員

きょうの議題の大きなポイントは、市民とあるいは市民団体との協働の社会をつかっていこうということが大きなポイントではないかなと思って聞いておりました。それを具現化していくために市民団体、要するに協働をしようとする相手が、この川崎市の中にどういう団体がどういうふうにあるのかというあたりを、今はどういうふうにつかんでいらっしゃるのか、それをどういうふうにご利用されていこうとされているのかよくわからないんですが、その辺を何かもっとそういう団体のネットワークをつくるような促進をしていくとか、何かそういうものがないかなと思います。

というのは、私なんかはとても小さな団体なんですけれども、いろいろな事業をやるときに市民と協働しようというふうに区側、あるいは市側は思っているとしても、我々のところにそういうニュースというのがなかなか来ない。要するにそれをどうやってつかん

でいいのかというのがなかなかわからない。いろいろな施設で委託事業とかというのがあちこちでやられていますけれども、委託事業を委託されるにはどうすればいいんだろうというふうにまじめに考えております。だからそういう意味で、我々の存在を知ってもらうにはどうすればいいんだろうということをこちらが考えるのと同時に、どういう団体がいて、どういうことをやっているのかということ。これはひいては今指定管理者制度というのが川崎市でも出ておりますけれども、ある施設を指定管理者として手を挙げるには、私たちにはとても大きな仕事なので、いろいろな特色を持った団体が集まって、一つの何か物をつくって、そういう形で指定管理者制度に挑戦してみるというような形はできないのかなというふうに思っております。今の指定管理者制度の実現したものを見ると、もうほとんど財団という形で、川崎市と何らかのかかわりがあるようなのが多いなというふうに、本当に市民の力を指定管理者制度なんかには持っていきける形に、市民のグループの力を横につなげて一つのものをつくっていくという、そういうふうな形になっていけばいいなというふうに思っております。

以上です。

座長

委員さんどうぞ。

市民委員

きょうは総合計画の市民会議も最後ですよ。

座長

違います。

市民委員

違う。最後というか意見だけ。

座長

意見が言える最後。

市民委員

意見の最後。いやそれでこれは自分自身に言う言葉でもあるし、感想めいてちょっと恐縮なんだけれども、結局、我々はいろいろな意見を出してきて、総合計画としては我々の意見も反映されながらできていくと思うんですけども、あと何が残ったかということ、市民の側に何か課題が残ったという感じがしないでもないんです。結局、地域の区行政教育改革にも出ているんだけれども、地域の課題を自ら発見し、解決できる市民協働というでしょう。市民協働というのは今までも議論が出ていますけれども、行政と市民が対等の立場で、あるいは市民同士が対等の立場でやるということになると、地域の課題を自ら発見し、解決するというのは半分市民自らやっていくということでもあるんです。それから地域住民の総意に基づく自治を実践するという、これも協働でやるとなると、やはり市民自身が自ら市民同士お互いに意見の違う、考え方の違う集団の中でどうやって合意を見つけていくかとか、これは市民自身の育ちというか、市民としてどう育っていくか、協働と参加を担い得る力量をどうやって持っていくかというのが、総合計画ができ上がった後に残った課題として我々の方にそれが残ってくるという印象を、きょう非常に僕は受けたんです。

そういう意味でも、これからの課題は市民がどう自分を育て、ネットを組みながらお互いに切磋琢磨しながら市民としての力量を身につけていくか。でない行政の人は行政としてのプロとしてやっておられるわけだから、我々も市民のプロとまでいなくても、やはり頑張っていくことを考えなきゃいかん。分権型社会になったらやはり協働の関係ができると、今まで仕事も忙しくてとても地域どころじゃないよなんて言っているようじゃもうだめなんで、やはり仕事もやりつつ月に2～3回は市民もやるとか、そういうふうに市民自身が変わっていかなきゃいかんということが大前提にあって、自治基本条例や総合計画や区行政の改革というのはあるんです。そこを僕らは非常に重く受けとめるといって、きっちり整備して受けとめなきゃいかんと思うんです。

それでそういう前提に立つと、やはり生涯学習といいますか、社会教育といいますか、市民が日常の場で自らを育てていく、勉強していく、市民として育てていく、そういうシステムを構築するということは、非常に僕は大事だと思いますので、参加と協働というのを単に言葉だけの美辞麗句に終わらせることなく、本当に市民の参加と協働を実態のあるものにして、川崎というのが本当に市民自治を実現していくためには、むしろ市民が何とかならなきゃいかん。そういう意味でもこの生涯学習体系、市民館を中核としたここに区

行政の基本方向の一番下のところに出てきますけれども、市民館、こども文化センター、老人憩いの家、スポーツセンター等を中心とする市民利用施設のネットワーク化ということをしきんと進めていただいて、その中で市民がこれ使いながら、活用しながら市民同士がお互いに磨き合いながら育って行って、参加と協働を実態のあるものに担保していくという、そういうことというのは非常に大事だと思いますので、改めて生涯学習、社会教育……。

市民委員

結局はそれに結びつけていく。

市民委員

結局というか、非常に僕は、だって市民には何とかならない限りはどうしようもないんじゃないかということ。これはあと言いましたよ。1年ぐらいかけて。だから総合計画パッとできますよ。後で何が残ったかという、我々自身の課題が残ったということにもならんとも限らんと、そういうことです。終わります。

市民委員

それはそのとおり。

市民委員

きょう意見を言うのは最後になりますか。

座長

実行計画に向けては恐らくきょうが最後だということです。

市民委員

そうしたらすこし無理して発言させていただきたいと思いますが。二つを言いたいです。一つは、総合計画の中で「市民」という定義についてです。市民ということは川崎に住んでいなくても川崎で勤務する人、もしくは何か活動拠点だけする人とか、いろいろなこと住まなくてもありますよね。いろいろあると思います。

この資料にも「市民」「市民」という言葉がたくさん出ていますが、市民というのは政治学的、人文的にはどう考えるかについては、さまざまな意見があります。では、この総合計画では「市民」ということは、どういうことなのかを、きちんと触れてほしいと思っています。触れる時は必ずしもここにいる私みたいな外国人もいるということに触れてほしいと思います。当然ではないかと言うかも知れませんが、当然なことを当然に明記することはとても大事だと思います。市民の定義の中では川崎の市民であるということは外国人も一員としてきちんと入れてほしいということが一つの提案です。

次の市民活動に関してのことです。市民活動で市民の課題としていろいろ残されているのもたくさんあると思います。私は外国人として川崎で3年住んでいて、いろいろな活動に携わっています。実際活動する人は、お金と余裕と時間があって活動しているわけではないです。生活に自分の将来にかかわっているものだからこそ、必死になって活動している人が物すごく多いです。そういうことを考えて、今後補助金など、市の支援の中ではもう少し活動する人の視野を入れた、具体的な施策とならないといけないと思います。労働者問題、障害者問題、福祉問題の中では、そのボランティアされる側の人たちも本当に必死なところがあります。社会の弱者は本当にすがるところがないのも現実です。

今全体的に見ますと、「音楽のまち」というとてもきれいな言葉で、今までの公害の都市、産業の都市、労働者のまちからちょっと色を変えて厚化粧してきれいになっていくのではないかと思います。ある意味ですごくうれしく思っています。でも厚化粧になるその前の素顔を忘れてはいけないなと思います。山が高いところは必ず深い海や谷があるからです。「音楽のまち」になる前に多様な人間が共に生きる多文化共生ということ視野に入れて、区政推進や市の政策ができればと思っています。

以上です。

座長

40分……。

市民委員

ちょっと提案があるんですが、いいですか。

座長

いいかがわからない。怖い。

市民委員

じゃちょっとだけ。さっき鈴木さんが言っていたせっかく区の方がいらしているんで、この表の中でおらがまちの自慢というのは一つずつ、1分ぐらいずつスーッと話してもらくと、これは非常に参考になるんですが。せっかくおいでになってきているんで。

座長

そうは進めたくないのごめんなさい。ただ、区の方はどなたか指名しますので、考えていてください。7区全部はちょっとできませんけど、区の自慢を一つ二つお聞かせいただきたいと思います。きょうまだ発言していない方がいるので、まずそちらからいきたいと思いますが、高杉さん大丈夫でしょうか。

市民委員

小さいことと大きいことがあるんですけども、細かいことでは学校開放とかすごいいいことなんですけど、そういうときやはりあとITを使うとか、当たり前のことですけどもセキュリティを気をつけてもらいたいとか思うのと、もしあと学校なんかはそれでいろいろ使うことで、改装するとかいうのがあったら、それこそこれからの高齢化とかしてくるんで、その例があるみたいですけども、小学校を後で何か直したときに老人施設で将来的に使えるようにするとか、なんかそういうふうなことまで考えてやってもらえたらいいかなと思ったのと、あといろいろ非常勤の人を雇ったり、仕事をやるときの審査の実効性というか、わかりやすくしてもらいたいというのと、いろいろな細かい制度とか利用したり、そういうのもお役所のものがわかりにくい面も多いのかなと思うので、わかりやすくしてもらいたいというのがありました。

それとこの間出たものですよと考えていて、みんな言っている一つ一つはすごくいい意見だと思うんですけども、例えば35人学級とかいうのは出ていて、私もそれはすごいいいことだと思うんです。ただ、そのときにただ単純に「あ」とか言って、それで先生とかを雇ってしまうという、20年これたったとして、今の時点の人数、そこは考えていると思うんですけども、22歳ぐらいの人を雇って20年たったらそのときもう40幾つになっているわけなんで、そのときの人数まで考えてやってやるべきなんじゃないかなと

思うんです。

その年齢になって仕事が少なくなってしまうたり、あと公的なところでレイオフにするわけにもいかないし、だからそのリサーチというか、その辺は十分にやった方が、そのほかの仕事でもそうですけれども、やってもらいたいなと思います。見ていて私なんかも小学生のころに既に日本は理想的なのはピラミッド型の人口だったのが、たしかつり鐘型か何だか、もう違いますというのをやっていて、何十年も前にそうなるのわかっていたはずなのに、急に突然老人がふえたみたいな、突然変異で老人がふえてくるわけでもないんで、そういうリサーチできるべきものは随分先のことまで読んでやらないと、またこういうのもむだになってしまうじゃないけど、10年前もこのような計画を立てて、今の時点で10年たっただけでもかなり変わっているわけなので、そうするとすごく短い単位で合わないことになってしまうと思うし、あとITのことでそういう事業を進めようとかいうのがあって、例えばコンピューターやなんかいっぱい買ってしまっただとしたら、それもすごい変動が激しいんで、半年やなんかでも使えないものになる場合も多いみたいなので、場合によっては民間のところと協力し合いながらやるとか、何か方法を考えて長い目で見てやってもらいたいと思います。それとやはり計画はすごくいいものでも、やれるかどうかってそっちの方も大事なかなと思うので、優先順位をつけるというのもおかしいんですけど、まずはやれるものからやって、全部計画倒れにならないようになるといいなというのと、せっかく参画したので、立てるのもそうだけれども、見守っていくのも大事なかなと思うので、このみんなで見守っていきいたいなと思います。

よろしくお願いします。

座長

ありがとうございました。私しゃべっていいですか。最後だということで、ちょっとだけしゃべらせてください。

まずきょうのお話で、区民会議というお話がありました。私、以前区政推進委員をやらせていただいて、会議に一生懸命に参加させてもらったつもりですけれども、やはりそのバランスというのはよくないので、区政推進会議をベースに進めるというのは、新しい価値観を持ってこれからやっていこうとするときに、本当にそれが正しいとは思えないので、もう少し頑張りたいと思います。この総合計画の実行計画の話ずっと聞いていくと、総合計画の基本構想が間に入って考え方が本当はもっとガラリと変わらなきゃ

いけないんだけど、今まで七つの柱でお話いただいた中身というのは、どちらかというと継続性、継続は力だという部分もあるんだと思うんですけども、ガラリと変わらなきゃいけない部分はしっかりと変えていかないといけない。

「市民」という言葉が非常に課題になっていると思うんですけども、「市民」という言葉というのは何なのかをもう一度考え直していただいた方がいいと思うんですよ。地域に根差している時間のある人をうまく活用していくというのがこれまでの市民だと思います。大下さんも言われるように、やはり働いている人も参加できるという仕組みが必要だと思いますので、本当に区民会議は強く新しいコンセプト、新しい方法で、多分すぐにはできないと思うんですけども、苦労すると思うんですけども、新しい切りかわりが必要だと思います。過去をある意味では切りかえていかなければ意味のある区民会議にはなっていないのではないかと感じております。

それからもう一つはコンタクトセンターの設置という話ですが、一元的に対応するということですが、これワンストップサービスをやりますということだと思うんです。ワンストップサービスというのは経済局の方で、アジア起業家村の方でその人たち、外国人を対象にやりますと、もう発表しました。そういう発表をしているんですけども、やはり一般の市民に対してもやるのであれば、その中に国籍が違い、言葉が違い、文化が違う人もいるんだということ、国籍を問わず市民であるということを常に意識していただかないと、必ずこの人たちは落ちていきます。市民というと何でもかんでもくるめるんだけども、やはり思いつく順番があって抜けるものがどうしてもいて、真剣に考えているときは外国人が抜けて、例えばお祭りとかファッションとか、そういうときにはもう真っ先に外国の文化を紹介。だからその辺のアンバランスをやはり是正していただくような基本的な考え方が必要だと思います。

それから職員の方の力量アップという話がたくさん出ていると思うんですけども、私が聞くところでは、1人1人がどんな教育を受けたかというのを市では恐らく管理していないんじゃないかということを知っています。これは間違っていたらごめんなさい。ただすごく大事なものは、ベースになる教育を全員が受ける。時間がかかってもいいから全員が受けるようなシステムというのが必要だと思います。その中に人権の考え方、人権教育というのがあります。これは区の活動している私の友人から聞いている話ですけども、「あなたが帰化すればもっと支援できます。」これは差別用語なんです。だけどそれを行政の職員が言われているんです。これはいいことだと思っているんですよ。もっと頑張れ

る環境をつくるには、こうしたらいいんだよという助言なんです。悪いつもりはないんですけど、そういう発想になっていくのは教育が不足しているからです。そういうところをこれから教育のやり直しというのは必要じゃないかなと思います。

たくさんあるんですけど、それから最後に1個だけ。非常勤の活用という話がありましたけれども、この活動って市民活動って常勤なんです。常勤の活動で非常勤というのはおかしいと思います。ここは例えば短時間雇用、新しい人事制度をつくって短時間労働、ここ人数がふえて調整が必要だったら、そこはそれこそワークシェアリングの仕組みも考えて、より多くの方がそこにかかわっていけるような形で、従来からある非常勤という考え方ではなく、実際市民活動というのは常勤、続いていく活動が非常に多いです。その中で、いや非常勤という発想ですよと言われると、それは何かちょっと違うんじゃないかと思いました。

しゃべり過ぎたかなと思いますので、最後に区のアピールの時間ということで、一応。

市民委員

すみません。全体のついでの話を一言ずつというのはできないんですか。私はそのつもりで今意見をためていたんですけど。

座長

ちょっと時間的に無理になりました。ごめんなさい。これは私の……。

市民委員

じゃこれはどうすればいいですか。

座長

その思いは私にぶつけてください。

市民委員

それはそうしたら、紙に書いてでも出して、それでまた皆さんの方に出していただくとか。

座長

よろしいですか。

市民委員

紙上討論みたいにあれしたら。意見提出。

座長

討論じゃなくて意見提出。

市民委員

意見提出で。

座長

では最後に意見提出を全員が行いますということによろしいですか。

企画調整課長

はい。ご意見ある方はいただいても結構でございます。

座長

それでは委員さんお持ちいただいて。私の至らぬがゆえにごめんなさい。

企画調整課長

交換していただいてもよろしいかと思えますけれども。

市民委員

え、延ばしてもいいの。

市民委員

違くて延ばしてじゃなくて、紙上とかそういうの。時間は延ばせない。

市民委員

延ばさないの。

座長

時間は延ばせないと思いますので。一応、まず手を挙げてくださる方いませんか。我こそは、我が区は。指名すると言うのはよくわかっているの、手を挙げていただきたいんです。どうぞ。

多摩区総務企画課主幹

先ほどの質問が委員でしたので、多摩区で一つお答えします。魅力の自慢ということですけれども、この資料を見ていただくとわかるように、通常は今で言う地域振興課がかなりの事業を負うところですが、多摩区の場合は資料の11番から15番ということで、保健福祉センターがかなりの事業をやるようになったというところが一つございます。

それからもう一つ、具体的な事業の中でちょっとユニークというのは、9番の「生田緑地賑わい事業」ということで、多摩区には生田緑地がございますので、いろいろなことをやる時は、なるべくそこでやりましょうというような考えでやっております。この中の3番目にミュージックダンスフェスタというのがございまして、これはなかなか発表の機会がないロック系のバンドと、ストリート系のダンスグループによる音楽イベントでバンド10にダンス5という構成でやっています。

もうそろそろ市政だより区版で募集をしていきますけれども、この中で特に変わっているのが、11月から3月が準備期間なんですけれども、その間5回程度実行委員会を開きます。この実行委員会には必ず出演するバンドの皆さん、代表者でいいので出席してくださいということで、月1回程度ですけれども、忙しい時間、夜の7時から9時ごろということですが、必ず皆さんやってきてくれています。企画・運営も全部やるということで、ポスターをつくったり、それから司会も全部自分たちでやる当日の順番も決めると。

イベント当日は、これが長いんですけど、12時から6時までになります。1チーム大体20分程度やるんですけれども、そうするとそんな時間になる。全員が最初から最後までずっと一緒に見て一緒に楽しもうと、そんなような企画でやっております。最初これも高校生から社会人までいますので、学校に相談しましたところ、ロック系ですからけんかやなんか心配でちょっと反対をされたことがあるんですけれども、そんなこと全然なくて、

自分たちのネットワークもできつつあるというようなところで、これは多摩区としてなかなかいいかなというような事業でございます。

以上です。

(拍手)

座長

あと一方ぐらい。どうぞ。

麻生区総務企画課主幹

北部ばかりで申しわけございません。

麻生区の魅力ある区づくり推進事業の中で、16年度を見ていただければと思いますが、先ほど委員からあったように、麻生区では「国際交流事業」という外国人市民との交流事業に取り組んでおります。麻生区は北部ですので、自然が豊かという特徴と、芸術文化のまちというイメージがございますので、その辺を重点的に、あと新住民と旧住民の融和ということを含めて、ふるさと麻生の感じられる区づくり目指して魅力ある区づくり推進事業に取り組んでおります。

麻生区の特徴的な事業ということで、番号でいきますと16番ですが体験農業 - 親子で米づくり - という事業をやっております。最近川崎でも田んぼがほとんど少なくなってきました。麻生区だけに田んぼが残っているのかなと思っております。この事業は、苗床づくりから種まき、畔つけ、代掻、田植え、稲刈り、脱穀それで収穫祭という農作業を、1から10まで参加者の方に農家の指導者と一緒に親しんでいただいて、都市農業、農業の大変さ、そういうものを学んでいただくという事業でございます。

これは麻生区の事業ですが、麻生区以外の方にも公募をかけておりまして、今年度は麻生区の方が44組150人、麻生区以外の方では30組93人、合計で250人近くの小中学生と保護者の方たちに参加していただいております。先日収穫が終わって玄米ですけど約480キロの収穫がありました。収穫の一部を別の事業で「ふるさとあさお再発見」というのがございまして、これは麻生区に伝わる伝統文化・伝統行事を次代に継承していただくという事業で、文化協会に御協力いただいている事業です。その中で麻生区に伝わる七草がゆを昨年初めて復活させまして、区民の方に提供いたしました。麻生区のお

粥にはおもちが入るそうなので、実は体験農業ではモチ米を作っておりまして、それをつけてお粥に入れて提供しております。ちなみに七草がゆの入る七草、あとおもちを焼く炭、それにおもちなど、すべて麻生区産を使って、区民の方に提供しているというのが特徴ある事業と思います。

ありがとうございました。

(拍手)

座長

ありがとうございました。9時になってしまいましたので、先ほどの意見、一応A4、2枚程度で事務局に提出して、あと事務局の方から全員の意見をもう一回市民委員に返すということによろしいですか。

先ほどから何回か言っているように、きょうが意見が一応言えるだろうと思われる最後の会議で、この次の市民会議は恐らく来年の2月とか3月に実際実行計画はどこまで固まったとか、そういった内容になるんじゃないかと思われまます。それからあともう一つは、事務局から言ってもらった方がいいと思うんですけど、来週の策定検討委員会……。

企画調整課長

私の方からよろしいですか。総合計画のもう一つの方の策定検討委員会なんですが、来週の18日の木曜日ですが、夜なんですけど、6時から8時半の予定で市役所の近くの場所はいさご会館というところです。それで基本構想をいろいろ推進していくための施策とか事業の例示について、余り細かい内容ではないかもしれないんですけども、そういったものの今の検討状況について、策定検討委員会の方にご説明をしようというふうに思っております。それで、市民会議の方からもいつも3人の方に出ているんですが、今回は希望の方がいらっしやらないということなので、きょう欠席の方では希望者はいらっしやらないということなので、もし今日ご出席の方で希望される方がいらっしやれば。

市民委員

すみません。18日の内容は。

企画調整課長

内容は、基本構想を実施していくための政策とか事業の例示みたいなものをできるだけ、余り細かい内容にはまだ段階としてならないかもしれないんですが、それのご説明をするというような形になると思います。

事務局

通常は毎回座長さんと副座長さんのどちらかが出ていただいて、そのほかに希望される方という形で今まではやらせていただいています。

委員出席を希望します。

企画調整課長

それでは座長さんと、副座長さんは委員さんが委員さん、それと委員にご出席いただくということによろしいでしょうか。それではそういうふうにさせていただければと思います。よろしくをお願いします。

座長

それではまたしばしのお別れとなってしまいますが、市民会議はまだ終わっていないということだけ忘れないでください。

市民委員

これ締め切りいつですか。

座長

ごめんなさい。A4、2枚の締め切りというのは、いつですかね。来週いっぱいでもいいですか。もう少し早い方が。

企画調整課長

来週いっぱいということによろしいですか。

座長

はい。来週いっぱいって、19日までですね。

企画調整課長

19日が金曜日ですね。そうです。

座長

締め切りは19日ということで。

企画調整課長

19日中に着くようにメールでも郵送でも何でも構いませんけど、そういうことをお願いしたいと思います。

座長

では市民会議を終わります。ありがとうございました。